

## 7章 レーガの「社会的経済戦略」

——イタリア協同組合運動の展開過程——

菅野 正純

---

## はじめに——イタリアの何に注目するか

イタリアは、労働者協同組合が1世紀以上にわたって広範に生き続けた、数少ない国の1つである。1970年代以降、それはさらに成長を遂げて、ヨーロッパ最大の労働者協同組合を形成した。

しかし、より注目されるのは、その運動の質である。

第1に、イタリアでは労働者協同組合が有力な結集基盤となって、生産から流通、消費、文化、共済、信用にいたるあらゆる協同組合部門が、総合的な協同組合運動の「ナショナルセンター」を形成していることである。

歴史的な経過から、ナショナルセンターは、「左翼」系の「全国協同組合・共済組合連盟」(Lega Nazionale Cooperative e Mutue : LEGA、通称レーガ)、カトリック系の「イタリア協同組合同盟」(Confederazione Cooperative Italiane : CONFCOOPERATIVE)、中間派の「イタリア協同組合総連合会」(Associazione Generale Cooperative Italiane : AGCI)に分立しているが、総合的な協同組合運動が可能な組織形態をとっていることはきわめて重要である。とくにレーガは、雇用・失業問題や社会的有用労働の創出、「企業をおこす権利」などに取り組み、それらを「社会的経済戦略」にまとめている。

こうした意味で、イタリアの労働者協同組合の運動は、ナショナルセンターの動向と一体として叙述せざるをえないことになる。

第2に、イタリアでは、協同組合の実践と運動の蓄積が、新たな協同組合法制につながり、それがまた協同組合の新たな展開を誘引するという相互関係が、鮮明に現われていることである。

戦後のイタリア共和国憲法第45条が協同組合の社会的役割を認め、その振興をうたうとともに、不分割積立金やナショナルセンターの位置づけなど、協同組合の法制的枠組みが形成され、失業が深刻化した80年代には「マルコーラ法」が、90年代には「協同組合相互扶助基金」や「社会的協同組合」が法

制化されるといった展開である。これらは、イタリアの協同組合が、経済社会の変動に応えてたえず運動を「再生産・再創造」していることを示唆するとともに、大衆運動と民主主義のダイナミズムという点からも注目すべき点であろう。

第3に、とくにレーガが95年の第34回大会で、「新自由主義」の波に対して、「協同組合の価値と原則」に立ち返りながら、「社会的経済の総合戦略」を提示するに至ったことである。「福祉の野蛮な民営化」と「ルールなき市場」を進める新自由主義と全面的に向い合って、これを超える対案を提示することは、世界の協同組合運動の緊急の課題と言えよう。それだけに、イタリアのこの動きが、きわめて注目されるのである。

以上の点から、本稿では、第1節で、レーガとその加盟労働者協同組合の概要をおさえ、第2節では、協同組合運動と法制の相互的な展開過程をあとづけ、第3節においてレーガ第34回大会が提示した課題を確認することとした。

もとより、著者はイタリア協同組合の専門的な研究者ではない。その知識は、レーガについてのみの、それもきわめて断片的なものでしかない。それにしても、レーガについても、イタリアの協同組合についても、まだまだ日本では紹介されているとは言えない。今後、この魅力的なテーマについて、若い研究者が本格的に取り組んでいただくことをお願いしておきたい。

## I レーガとその加盟労働者協同組合

### 1 レーガの概要

レーガ=全国協同組合・共済組合連盟は、1886年に設立されたイタリアで最も古い協同組合のナショナルセンターである。1995年のレーガ事業案内によれば、その加盟協同組合は、11,054組合、組合員総数3,835,719人、従業員202,626人、年間事業高407,480億リラを記録している。

レーガ加盟協同組合は、自動的に次の部門別全国連合会に加入するとともに、レーガ自体は、州レーガ（連盟）に「分節化」し、当該地域全体に関わる活動や、州と地域の行政機関とに関わる事項は州連盟がこれを代表するという、二重の連合組織構造を採用している。

- ANCA (全国農産物協同組合連合会)
- ANCAb (全国住宅協同組合連合会)
- COOP (全国消費者協同組合連合会)
- ANCD (全国小売商協同組合連合会)
- ANdCC (全国文化協同組合連合会)
- PESCA (全国漁業協同組合連合会)
- ANCPL (全国生産・労働協同組合連合会)
- ANCST (全国サービス・旅行協同組合連合会)

このうち、労働者協同組合に直接関わる連合会としては、ANCPL (Associazione Nazionale cooperative di Produzione e Lavoro : 生産・労働協同組合連合会)、ANCST (Associazione Nazionale cooperative di Servizio e Turismo : サービス・旅行協同組合連合会) があり、ANCA (農産物協同組合連合会) にも「農業労働者協同組合」が存在する。また ANdCC (文化協同組合連合会) 加盟協同組合の多くも、広い意味での「労働者協同組合」と言えよう。

単位協同組合は、こうした連合会組織以外にも、「第2次協同組合」として、相互に「事業連合：Consorzio」を形成する。事業連合は、「戦略的意義を有する資源を共同化し、(単協の) 相対的な自律性を放棄することなく、自らの活動の企業的水準を高めることによって、市場の中で自らを成長・強化させる」仕組みとして位置づけられる。

最近ではさらに、協同組合以外の生産者組織とも提携関係を広げる「システム」の形成が進められている。

## 2 ナショナルセンターとしての機能

レーガは、その定款第1条第2項において、「参加の原理によって設立され、

相互扶助的性格を有し、私的投機を目的としない協同組合を振興すること」と、「加盟協同組合が……共和国憲法が協同組合に対して承認した社会的役割を遂行するよう指導し、その発展・強化を図ること」を自らの「目的」として設定している。さらに同条第3項でも、「レーガは、協同組合と共済組合、それらの事業連合、ならびにそれらの目的を遂行するための団体を結合し、代表し、援助し、保護して、それらの固有の社会的目的を追求することをめざす」としている。

レーガが何よりも「社会的役割」「社会的目的」を強調していることがわかる。「社会的目的」とは何か？ 第3項は、その内容を①企業家精神の発展を通じて、自律労働と従属労働の価値を高めて雇用を拡大すること、②消費者保護、環境と健康の保護、③加入者の貯蓄保護、④恵まれない社会諸階層の幸福の増進を図ること、その際、青年、女性、発展の遅れた地域にとくに配慮すること、と表示している。

第2条では、そうした目的を実現するための、具体的な「レーガの任務」を次のように挙げている。

- ① 加盟団体の企業的発展とその相互の連携の促進
- ② 女性の企業家精神の發揮とその地位の向上
- ③ 協同組合の発展とその原則の普及のための情報・教育活動
- ④ 全国諸組織同士、および外国諸組織との関係の促進
- ⑤ 加盟団体に対する監査・監督、不分割資産の保護、および法によって定められたすべての機能の行使
- ⑥ 経済発展に対する協同組合の参加を拡大するための政策要求
- ⑦ 法制改革、EC・国・州・自治体レベルでの協同組合に関わる問題についての発言
- ⑧ 協同組合の研究・調査・教育活動
- ⑨ 発展途上国における協同組合の普及
- ⑩ 決算センターの設立
- ⑪ 協同組合・共済組合歴史文書館の設立・管理

- ⑫ 集団労働契約の締結
- ⑬ 加入団体間の紛争の調停

### 3 労働者協同組合の現状

すでに述べたように、レーガ加盟の労働者協同組合の大半は、ANCPL（生産・労働協同組合連合会）、ANCST（サービス・旅行協同組合連合会）に所属しているので、その概要を95年版のレーガ案内から紹介しておきたい。

#### (1) 生産・労働協同組合

ANCPLは、建設、工業、エンジニアリングの3部門の労働者協同組合を結ぶ連合会である。その加盟組合は1,076組合、従業員40,375人、組合員37,272人、総事業高86,220億リラで、1995年1月1日から、ボローニャとローマの2カ所に本部を置くようになった。

生産・労働協同組合傘下の建設部門は、404協同組合企業に、21,225人の組合員が働き、58,250億リラの事業高を上げる、最も重要な部門である。上位14の建設総合企業は、イタリア建設部門の上位に属し、その半分は海外での活動にも従事している。その存在は、イタリア全土に広がり、公共事業やインフラストラクチャー、住宅、工業プラント、環境設備、建設資材の生産、計画的メンテナンスなどに従事している。

工業部門は、近年、雇用と事業高において注目すべき伸びを記録している。ここに属する協同組合は507組合で、金属機械、プラント製造、陶器およびガラス、住宅関連、衣服および履き物、印刷および製紙、木材および家具などの業種に、14,281人の組合員と16,404人の従業員が従事し、32,110億リラの事業高を上げている。中小規模の工業企業が多数であるが、業界で重要な地位を占める企業も珍しくなく、そのリーダーとなっているものもしばしばある。

現在の目標は、リストラクチャリングを進め投資を発展させて、製品と生産過程を革新し、質と効率を高めることである。後述する「マルコーラ法」の公

布によって、融資を援助する業務が大きく発展している。

近年、著しい企業的成長を遂げているのが、エンジニア・設計部門の労働者協同組合で、ANCPLには165の協同組合が登録され、1,766人の組合員と859人の従業員が、1,260億リラの事業高を上げている。その多くが、民間および公共のエンジニア会社と互角の競争力を得ている。

## (2) サービス協同組合

ANCSTは、さまざまな部門のサービス産業と、観光産業の協同組合が構成する連合会で、労働者協同組合と自営業者の協同組合の双方を包含している。その加盟協同組合は、2,283組合、従業員100,351人、組合員11万人が、総事業高48,450億リラを上げている。

サービス部門の高い労働集約性から、ANCSTは、10万人以上の組合員に労働機会を提供して、レーガの文字どおりの「貯水池」となっている。この部門ではここ2~3年の間にも、約15,000人の就労機会を拡大し、数百の協同組合が誕生している。ここでは協同組合が、小規模の初步的な企業を、複合的・総合的なサービス部門で働く、中規模ないし大規模企業に発展させるうえで、有効な手段として機能している。

主要な業種としては、次のものが挙げられる。

① 商品の輸送・配送：工業および商業倉庫の委託管理など、総合的な物流管理に展開している。

② レストラン・給食：ボローニャのCAMSTと、レッジョ・エミリアのCIRは、イタリアのこの部門の最大手である。

③ 保健衛生、清掃、および総合サービス部門：全国保健サービスや国鉄、学校、および大部分の行政機関に対する主要なサービス供給者となっている。

④ 社会的サービス：全国500協同組合、従業員25,000人を擁して、各地に大きく広がり、急速な成長を記録している部門。公共部門と連携して、サービスの社会性と効率性を統一し、労働の質を自覚的に高めながら、在宅援助から看護、リハビリ、救急通報システムなどを担っている。

サービス部門のグループ化の手段として、連合会は、CNS 全国サービス事業連合を活用している。ここには 150 以上の協同組合が参加し、商品補給・配送やエコロジー部門、清掃・保健衛生、給食・レストランなどの伝統的部門の他に、美術館の管理、旅行・スポーツ、「高齢者の家」の運営、公園・緑地帯の維持管理、救急通報システムなどを展開している。

## II 協同組合の実践と法制の相互発展

### 1 協同組合の法制的枠組み<sup>1)</sup>

#### (1) 相互扶助を目的とする社会的な企業

戦後イタリアの協同組合法制の出発点となったのは、イタリア共和国憲法第 45 条の次の規定である。

すなわち、45 条は、「共和国は、相互扶助目的を有し、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的役割を認める」とともに、法が「より適切な手段によってその増加を促進し、援助し、適当な監督によってその性格と目的を保証する」とした。ファシズム支配の反省に立って、労働者・市民の民主主義的な参加の回路として、労働組合、地方自治体と並んで、協同組合が憲法の規定として位置づけられたのである。

もちろん、協同組合は、民法、商法、労働法を包含する「イタリア民法典」において、「企業」の 1 形態としての規定を受けている（民法典は、風間鶴寿訳『全訳イタリア民法典〔追補版〕』法律文化社）。この場合、「企業」とは、「生産の目的、または財もしくは労務の流通を目的として組織化された経済活動を職業的に実施するもの」で、① 職業的に、② リスクを負担して自立的に経済活動を営み、③ 生産要素を組織して、④ 市場に対して財またはサービスを生産することが、その要件となる。

その意味で、協同組合は明確に企業である。付言するなら、「現存した社会

主義」の崩壊によって、「歴史の地平上には、市場と企業に替わるものは見えていない」（レーガ 33回大会における左翼民主党オケット書記長のあいさつ）ことが明白となった現在、この意味での協同組合の企業性の確認は、いよいよ重要であろう。同時に、協同組合は、「相互扶助目的」と「社会的役割」を持つ独自の企業であることがたえず実践的かつ理論的に深められなければならないこととなった。

### 法による「相互扶助要件」規定と運動側の対案

この点を、まず「相互扶助の要件」として規定したのが、1947年の通称「バゼービ法」、臨時国家元首令 1577号である。すなわち、同 26 条は、税制上の優遇を希望する協同組合に対して、以下の要件を定款に記載することを義務づけた。① 払込済み出資に対する法定利子率を上回る利益配当の禁止、② 組合存続期間中の、組合員に対する積立金の分配の禁止、③ 組合が解散する場合、払込出資を控除し、さらに配当がある場合にはそれを控除した後の、組合の全財産を、相互扶助の精神と合致する公共目的に譲渡すること、である。なお、この積立金について、民法典は、「年間純利益の 1/5 が法定準備金に振り向かなければならぬ」（2536条）としている。

しかし、協同組合の側は、この規定に満足するものではなかった。むしろ、この規定が、① 協同組合の相互扶助の本質を示すものではなく、② 組合員の利益を過度に抑制して、適正な資本形成を阻害し、③ 営利企業と同様に利潤を追求し、これを組合員に分配する、名前だけの協同組合が生まれる余地を残していることを不服とした。そして、次の事項を「相互扶助目的」の要件とし、これをすべての協同組合に適用することを求めた。

- ① 加入希望者に開かれた、可変的な資本を持つ組織であり、組合員の経済的のみならず、社会的・文化的利益の増進を図ること。
- ② 協同組合企業の運営と活動に対する組合員の民主主義的な参加を保障すること。
- ③ 経済的利益の配分は、消費者あるいは供給者としての、組合活動への参

加に応じて行われること。

④ 協同組合が非組合員との取引きを行う場合、実現された利益は、個々の組合員の直接的利益に振り向く形で用いること。

「相互扶助」の概念は、その後も一貫して深められ、後述するように、「対外的相互扶助」に拡張・深化される。

## (2) 不分割積立金と協同組合に対する税制上の優遇

「相互扶助要件」を前提とした税制上の優遇という、バゼービ法の思想は、1977年の通称「バンドルフィ法」、法律904号によって具体化されることになる。

すなわち、同法12条は、協同組合およびその事業連合が不分割積立金（reserve indivisibili）に充当する利益について、協同組合活動の存続期間中と解散時の双方において組合員に分配する可能性を排除することを条件として、これを非課税とすることを定めた。不分割積立金は、ICA新原則においても採り入れられるに至ったが、レーガ34回大会決定は、「不分割積立金への配分利益に対する非課税は協同組合の構成上、制度上の本質に由来する」として、改めて次のように整理している。

① 不分割積立金は、（労働者協同組合の場合）組合員が、自らが提供する労働の報酬と市場価格との差を、協同組合への融資のために自主的に放棄したものである。

② 資本の結合体ではなく、人の結合体である協同組合においては、不分割積立金による資産形成は、資本不足を補う特有の方法である。

③ 不分割積立金は、何世代もの組合員が蓄積し、未来の組合員に継承していく、世代を超えた共通の連帶的資産である。

不分割積立金への非課税以外に、とくに労働者協同組合に対して、1976年共和国大統領令601号が、次のような税制上の措置を講じた。

第1に、「継続的性格の労働を提供する組合員に対して支払われた報酬の総額が、原料および補助材料関連コストを差し引いた、他のコストの総額の

60% 以上である場合は、生産・労働協同組合およびその事業連合が達成した所得は、法人税および地方所得税を免除する、「報酬総額が他のコストの総額の40% 以上、60% 未満の場合は、法人税および地方所得税を半減する」。これは、労働者協同組合の雇用吸収力を評価するものと言える。

第2に、「生産・労働協同組合およびその事業連合の所得の確定において、現行賃金の20% 増しまでを限度として、報酬補填の名目で組合員労働者に支給した金額を控除することが許される」。これは、労働者協同組合の労働報酬の本来的性格、および労働者協同組合が労働者の所得の引き上げに果たす役割を正当に認めたものとして注目される。

### (3) 行政庁との関係、およびナショナルセンターの機能

協同組合に対する監査・監督、登録・登記、諮詢、行政措置などに関しては、前記1947年臨時国家元首令1577号、通称バゼービ法が基本的な規定を定めた。

第1に、協同組合、協同組合団体、およびその事業連合に関する監督権限は、労働・社会保障省に属するものとされ、法に則って設立される協同組合は、県登記所 (Registro prefettizio)、および労働・社会保障省の「協同組合総覧：Scedario generale」に登録することが義務づけられた。

第2に、協同組合に対する監査は、通常監査と特別監査の2種類とされ、通常監査については、全国連合会（協同組合のナショナルセンター）が「自己の加盟組織に対する監査を実施する権限を有する」ものとした。

すなわち、ナショナルセンターは、少なくとも2年に1度、加盟協同組合に対して、①法律や規則、定款および相互扶助の要件の遵守、②税制等の優遇のための要件の具備、③会計・管理の正しい機能、④必要な技術的基礎の確保と定款に定める活動の実施、⑤組合の正味資産と利益・負債の状態を確認し、労働・社会保障省は、協同組合が規則を逸脱していると判断した場合に、特別監査を行うものとした。

第3に、「中央協同組合委員会：Commissione Centrale per le Cooperative」という諮詢機関を設置したことである。中央協同組合委員会は、①労働・社会

保障省の協同組合総局長、およびこれを代理する職員と、②内務、財務、国庫、公共事業、農林、運輸、商工、海運、労働・社会保障等の各省の正規代表、およびその代理、③協同組合の各ナショナルセンターが指名する代表、各正規代表5名、代理5名によって構成し、(1)協同組合法案および規則案、(2)公共入札のための協同組合事業連合、ならびに全州的、全国的性格を有する事業連合の設立、承認、解散、(3)法の定める事項、および労働・社会保障大臣からの諮問事項、(4)全国連合会（ナショナルセンター）の法的承認、の各事項について意見を述べるものである。

こうした行政庁との関わりにおいて、協同組合のナショナルセンターには相当の機能が与えられているように思われるが、協同組合運動の側は、さらにその権限を拡充し、協同組合政策の民主主義的強化を求めていることが注目される。

すなわち、監査について、①労働省・州・ナショナルセンター3者による、すべての協同組合への統一監査、②ナショナルセンターとその指定する監査人の活動に最大限の責任をおいた自主的監査、③労働省の行政権限の相当部分の州への移管を求めるとともに、「経済計画への参加」として、政府・州・協同組合運動代表による「協同組合最高会議」を設置して、多年度計画を定め、青年の雇用や南部開発などのために協同組合を振興することを提案している。

## 2 労働者協同組合の仕事おこしの実験——「マルコーラ法」——

### (1) マルコーラ法の背景と目的

「マルコーラ法」とは、失業が深刻化する1980年代の初頭に、当時の労働大臣ジョバンニ・マルコーラが発想し、その後、85年に法律49号として制定されたものである。その根本思想は、「経営危機に陥った企業の再建を、危機の最大の犠牲者となる労働者に委ね、協同組合の連帯主義を推進力として、彼らを革新された経済の主人公にしよう」とするものであった。その背景と目的を、後述するCFI=産業融資会社のアルベルト・ゼービ副理事長は、93年のICA総会で次のように述べている<sup>2)</sup>。

——①高資格の熟練労働者が生産的雇用から排除される中で、②多くの場合、彼らは同僚と一緒に新しい実験的事業を始める用意があることを示した。③問題は、彼らの大多数が、企業の設立に十分な資本を持っておらず、金融機関からの借り入れも困難だったことである。④他方、政府としても、失業に伴うコストの増大が深刻化した。労働者と企業の双方からの税と社会保険料収入が失われる中で、失業手当を支出しなければならなかつたからである。

ここから、数ヶ月の失業手当に相当する額を、労働者が運営する企業に与えることによって、労働者が失業状態から脱け出し、自らの技術や専門能力を保全するとともに、政府支出を抑制して公共財源のより「生産的」利用を求める方向が考え出されたのである。こうして制定されたマルコーラ法は、「協同組合の振興・開発のための回転基金」を制度化する第1部と、「雇用水準を防衛する政府介入のための特別基金」の創設を規定する第2部から成るが、「公的雇用支援政策における転換点」としてその後高い評価を受けるに至ったのは、後者の基金による施策である。

すなわち、成長を追求できるかどうかわからない企業に対して国家が損失を補填するのではなく、協同組合自身によって推進される「持株会社：societa' partecipazione」に雇用支援の財源と権限を付与して、この持株会社が、経営危機に陥った企業、ないしは生産活動を停止あるいは縮小した企業の労働者が多数となって構成する労働者協同組合に対して援助し、その事業計画の有効性を検討して融資するという、文字どおり政策哲学そのものの転換であった。

レーガは、他の協同組合ナショナルセンターであるAGCIおよび協同組合総連合とともに、労働組合の3大ナショナルセンターとも協議して、「産業融資会社」(Compagnia Finanziaria Industriale :CFI)を設立した。同社は、協同組合の各ナショナルセンター代表が理事となり、労働組合ナショナルセンター代表が監査役会に参加して、1987年から事業を開始した。

## (2) 雇用支援融資の具体的な方法

この融資は、融資会社が、新たに設立される協同組合に対して、その労働者が積み立てた資本に比例して出資を引き受け、さらに銀行や顧客、仕入れ先からの信用の形成をも促進するものである。ゼービ報告によれば、より具体的には、次のような方法が採られた。

- ① 所得補填を受けている労働者が組合員の 80% 以上を占め、破産ないし経営危機に陥った企業を部分的あるいは全面的に買い取ること、ないしはこれに代替する活動の開発を目的として設立された労働者協同組合は、特別融資会社に対し、労働者が積み立てた資本の 3 倍を限度として、協同組合資本の引き受けを求めることができる。その際、労働者協同組合は、実行可能な事業計画を提出しなければならない。
- ② 他の企業や協同組合などの法人も、この労働者協同組合の組合員となって、総資本の 25% を上限として出資することができる。
- ③ 各労働者は、最低 400 万リラを積み立てることを義務とし、さらにその 50% を直ちに支払わなければならない。
- ④ 融資を受ける労働者協同組合の労働者たちは、3 年間、失業手当の受給資格を喪失する。
- ⑤ 3 年後に、当該労働者協同組合は、融資会社の所有する持株を額面価格で買い取る権利を有する。
- ⑥ 融資会社は、公認された協同組合のナショナルセンターによって設立され、その資本の 80% 以上は、生産・労働協同組合によって所有されなければならない。
- ⑦ 設立された協同組合が成功すれば、当該協同組合からの配当や融資会社保有の持株の買い取りを通じて、融資会社自身が成長できる。

## (3) マルコーラ法の実績・評価と発展方向

1987 年以来、CFI=産業融資会社は表 7-1 のように実績を伸ばし、95 企業に総額 770 億リラ以上の持株参加を行い、これによって 3,400 人の雇用の防衛を

表7-1 CFIの実績

	1987	1988	1989	1990	1991	1992
申込数	79	112	134	150	160	171
出資参加協同組合数	2	10	41	61	84	95
持株(100万ドル)	1.5	5.8	19.1	30.3	39.8	44.2
売上高(同)	9.5	35.3	150.1	199.8	225.8	220.0
就労人員	138	514	1,841	2,358	3,055	3,403

可能にした。国家が1人当たりの雇用確保にかけたコストは、わずか2,200万リラであった。加えて770億リラの総支出に対して、国家は個人所得税や社会保障負担金、間接税の形で1,200億リラを上回る収入を得た。

ゼービ報告は、こうしたマルコーラ法の成功の理由を、次の3点にまとめている。すなわち、

第1に、労働者企業の主体性の確立を重視したことである。融資会社による融資と労働者の出資金を結合し、さらにそれ以外の信用へのアクセスに道を開いて、企業設立に必要な資本の形成を可能にした。加えて労働者が融資と引き換えに3年間失業手当受給資格を放棄することによって、労働者の経営への真剣な関与が促された。

第2に、他の法人とのパートナー関係である。法人組合員制度によって、協同組合は、他の企業や協同組合から、労働者がそれまで持っていた企業経営や組織運営などに関わる専門技術を学び、活用することができた。

第3に、特別融資会社を通じた融資という形態である。資金が補助金などの形で直接協同組合に与えられるのでなく、協同組合ナショナルセンターが設立する融資会社を通じて供給されることによって、協同組合運動が獲得してきたすべての経験を新たな協同組合の設立に活かし、協同組合のネットワークの中で成長していく様子がうかがえる。融資会社としても、融資上の誤りを最小限にとどめ、協同組合に対してより総合的な助言サービスを行いうる形態であったと言える。

こうしたマルコーラ法による融資を通じて、いっそう明らかにされたのは、「最も重要な要素は、企業を経営しようとする男女の行動である」という点で

ある。「彼らの間に深刻な対立が生じたり、特別の義務や責任についての合意が得られなかったり、（1人1票の権利があっても）企業をどのように組織すべきかが理解されないとすれば、その企業は遅かれ早かれ閉鎖の運命にある」からである。ゼービ報告は、「人間という要素こそが、協同組合内部の現実的な推進力である」という言葉で結ばれている。

ところでマルコーラ法自体は、時限立法であったことから、その再確立と拡充が課題とされている。協同組合運動の側としては、経営危機に陥った企業の労働者だけでなく、広く労働者協同組合の設立を希望する労働者に対して、多様な融資を可能にすることを求めている。公的サービスや公企業の民営化の受け皿としての労働者協同組合づくりもその1つである。また、ゼービは、もう1つの例として、「中小企業の世代交代の際に、所有者の息子が父親の活動を続けようとしない場合」を挙げ、それまでの労働によって企業財産を形成してきた労働者がその企業を引き継いで活動を続行することができるようすべきだ、としている。

さらに、ヨーロッパ内にある、スペインのECOSやフランスのIDES、ベルギーのSoficatraなど、CFIと類似の機関と連携して、労働者参加企業のリスク資本に参加する「ヨーロッパ融資会社」を創設するとともに、マルコーラ法の経験をヨーロッパ全体の法制と政策に活かすことが課題とされている<sup>3)</sup>。

### 3 92年法制改革と「相互扶助基金」

1992年1月31日には、「協同組合の新しい規定について」の法律第59号が国会を通過した。この法律は、「協同組合の新しいアイデンティティへの移行を可能にした、系統的な協同組合法制の改革である」と評価されている。エミリア・ロマーニャ州協同組合連盟・法律部責任者のベルト・ジェンコによれば、その核心は、「協同組合を、企業として発展し、市場メカニズムの中に完全に定着し、システムとしての強い結び付きを備えたものとして、正当に位置づけた」ことにある<sup>4)</sup>。

### (1) 協同組合法制改革の内容

ジェンコによれば、この改革の重要な柱は、次の点である。

#### ① 組合員の「情報の権利」を拡充したこと

1つは、組合員の1/3の要求に基づいて、理事会および監査委員会の議事録と決定を調べる権利を導入した点である。この規定は、民法典第2422条が定める情報の権利（組合員記録、および総会議事録・決定を調べ、要求する権利）を拡大するものである。

2つは、理事および監事の報告書の中に、本来のバランスシート（貸借対照表、損益決算書、補助簿）とは別に、組合の定款目的と協同組合的性格に照して、組合の活動がどのように進展しているかを、記述的に描き出すことを義務づけた点である。

#### ② 協同組合の新しい金融手段を導入したこと。

1つは、賛助組合員 socio sovventore（第4条）と、協同組合参加株 azioni di partecipazione cooperativa（第5条、6条）という形で、相互扶助的な取り引きに参加しない主体から、リスク資本を集める可能性を認めたことである。

賛助組合員と参加株主の差は、賛助組合員が、総会における最大1/3の投票権と、理事会の構成員の半分までを与えられるのに対して、参加株主には、もっぱら財産保護権が与えられ、多年度計画に関して、参加株主の特別総会の場で意見を述べる以外は、組合の管理への参加権が与えられていない点にある。

2つは、出資と組合員債の上限を引き上げたことで、自然人組合員に対する出資持分の最大額が、協同組合一般で8,000万リラ、労働協同組合および農産物加工協同組合については12,000万リラにまで引き上げられた。

3つは、通貨の減価の範囲内で資本の再評価を可能にする規定である（第7条）。

③ 「協同組合振興・発展のための相互扶助基金」を導入したこと。この点は、今回の改革の最も重要な内容であり、節を改めて紹介したい。

④ 伝統的な行政－連合会による監査手続きと並んで、大企業に典型的な統制形態である決算証明（certificazione di bilancia）が置かれたこと。

## ⑤ 組合員構成に関する規定を改めたこと

1つは、最低組合員数についてで、公共入札参加の生産・労働協同組合の場合は、これまでの25人を15人に、事業連合の組合員となる協同組合の最低数を5から3に削減した。もう1つは、技術・管理労働者についての規定の改訂で、これまでの「組合員の12%」という時代錯誤な制約を克服して、彼らの組合員としての加入を可能にしたことである。

### (2) 「協同組合相互扶助基金」

「協同組合の振興・発展のための相互扶助基金」(I fondi mutualistici per la promozione e lo sviluppo della cooperazione)は、協同組合とその事業連合が、毎年その利益の3%を拠出して（この分も課税対象から控除される）形成する、協同組合の振興・開発基金である。

その主要な目的は、協同組合企業の革新と雇用拡大、南部開発を最優先した、新たな協同組合への融資であるが、開発プロジェクトや経営・技術スタッフの養成、協同組合運動に重要な関わりのある経済的・社会的テーマについての研究・開発も対象となる。この基金への拠出は、協同組合と事業連合がこれを怠ると、税制その他の優遇措置を受ける権利を失う、義務的な行為であるが、この規定自体が協同組合運動の側からの強い要望によって導入されたという点に、この基金の重要な意義が示されている。

第1に、「対外的相互扶助」への飛躍である。ベルト・ジェンコは、基金が協同組合の「相互扶助的な社会性とシステムとしての拡大・成長の要求を結合するもの」であるとしている。すなわち基金は、もっぱら現在の組合員に向かってきた「対内的相互扶助」(mutualita' interna)から、協同組合運動と社会全体に向けた「対外的相互扶助」(mutualita' externa)に、相互扶助の概念を拡張発展させるとともに、組合員のたえざる拡大と協同組合の「システム」としての競争力強化を図るものなのである。

第2に、「企業をおこす権利」の具体化という点である。レーガ副理事長のサンドロ・ボネッラによれば、この「対外的相互扶助」への概念の拡張は、「民

主主義の刷新が求められている中で、民主主義的市民権の1つ」としてレーガが強調する「企業をおこす権利」(diritto all'impresa)の実現を保障して、「多元的経済」の形成をねらうものなのである<sup>5)</sup>。

第3に、ナショナルセンターの新たな機能がもたらされた点である。法制改革は、労働・社会保障省の監督の下に、基金を設立し運営する責任を協同組合のナショナルセンターに与えた。ボネッラは、このことは「協同組合の連合組織に公共的利益を伴う新たな役割を付与する」ものであり、それによって「連合組織の任務を拡大し、その有効性を再確認する」ものである、としている。

レーガは、「相互扶助基金管理会社」(Gestifom Lega)を設立して、全加盟協同組合の年間利益の3%および解散した協同組合の残余財産によって形成される基金を管理することとなった。1994年12月31日に終了したその第1事業年度の実績では、基金総額を2,977,580万リラとし、148億リラを出資して、12の新しい企業の創設と、3つの協同組合・振興特別組合に参加し、820人分の雇用を創出した、としている。

こうして基金は、「他の方法では排除されたままとなるような階層や階級の人々が、企業の経験に接近することを可能にする」(ボネッラ)ことによって、憲法第45条が述べる協同組合の「社会的役割」を現代的に翻訳し始めたと言える。

#### 4 社会的協同組合

このような「企業家精神」の振興による仕事おこしとともに、イタリアの協同組合が開拓しているもう1つの分野が、「社会的協同組合」「社会連帯協同組合」の取り組みである。これは、さまざまな社会的ハンディキャップを負った人々の、発達保障、および仕事を含めた生活全体の支え合いを進める新しい協同組合であり、近年大きな発展を遂げて、1991年には法律第381号「社会的協同組合の規則」(Disciplina della Cooperative Sociale)が制定された。

## (1) 社会的協同組合法

「社会的協同組合」とは、法第1条によれば、「a) 社会・保健サービスおよび教育サービスの提供」、「b) ハンディキャップをもった人の就労を目的とした農業、工業、商業、サービスの、多様な活動の遂行」を通じて、「人間発達および市民の社会的統合という、コミュニティの一般的利益を追求する」ものである。社会的協同組合の特徴は、ハンディキャップを負った人々と、専門的職員、およびボランティアの3者によって構成されるという意味でも、また、発達保障と就労援助、および日常生活の自立支援を総体として行うという意味でも、「複合協同組合」とも言うべき新たな協同組合形態であることである。

この法律が、これらの複合性を適切に保障するものとなったことは、高く評価されている。

すなわち、第1に、無報酬で活動する、集団労働協約を適用しない、ボランティアを、組合員数の半分未満を限度に組合員として加入を認め、専門労働者の労働に代替するものでないことを条件に、その活動を奨励した点である。

第2に、b)型の就労援助協同組合は、「身体・精神・感覚の各障害、麻薬中毒者、アルコール依存症患者、困難な家庭状況にあって就労年齢に達しない者」など、ハンディキャップを負った人々が、労働者の30%以上を占め、本人の条件が許すかぎり協同組合の組合員とすることを条件とし、この協同組合に対して、社会保障・福祉の負担金を免除するとともに、公共行政との契約における特別の優遇を保障したことである。

第3には、「社会的協同組合の活動への融資と開発援助を定款に定める公共ないし民間の法人」が組合員として加入する道を開いたことである<sup>6)</sup>。

## (2) 社会的協同組合の現状

こうした社会的協同組合の登場の背景には、福祉国家の破綻と「社会的経済」の見直しの流れがある。ヴァンニ・リナルディは、この事情を次のように説明している<sup>7)</sup>。

——イタリアでは、従来、非営利団体とボランティア部門をカトリック教

会がほぼ独占する一方で、福祉政策は国家と政党がこれを管理し、市民に「恩恵を施す」システムを形成してきた。しかし、近年の政党支配の危機や福祉国家の破綻の中で、社会的経済の持つ固有の意義と役割が見直され、国会においても議論されるに至った。

「社会的経済」部門全体の年間事業高は、300兆リラ、イタリアの国民総生産のほぼ2割に達し、ボランティアを除いた従業員の数は74万人、組合員は1,500万人と見積られている。このうち「社会的協同組合」は、2,000組合を超え、従業員4万人、ボランティア15,000人、総事業高は、15,000億リラ、社会的サービスに支払われるイタリアの公共支出の13%を占めるといわれる。

リナルディは、a)型の社会サービス協同組合の対象者については、「障害者(30%)、高齢者(31%)、未成年者(17%)、精神障害者(5%)、受刑者や麻薬常用者(5%)」という数字を、b)型の就労援助協同組合については、その事業種目の点から、「公園管理(18%)、手工業(15%)、組み立て(15%)、製本(4%)、給食(3%)、清掃(13%)、印刷(5%)、情報技術(5%)」という数字を挙げている。

### (3) 社会的協同組合の具体的な事例——ボローニャの CADIAI ——

次に、社会的協同組合の具体的な事例として、ボローニャの CADIAI という協同組合を見てみよう。

CADIAI は、上記の a) b) 混合の社会的協同組合で、「ほとんどが家事労働および不安定労働を経験してきた女性たち」からなる27人の組合員によって、1974年に設立された。はじめの仕事は「個人の私的利用者に対する援助」であったが、95年現在、組合員257人、従業員48人、94年の事業高は140億リラを超えている。

事業種目は、「高齢者のための在宅援助サービス、デイセンター、養護ホーム」「グループアパート、養護ホーム、デイセンター、地域活動などを通じた、ハンディキャップ者のための社会教育(発達支援)」「老人医学リハビリセンター、労働医学リハビリセンター」「就労援助のための職業訓練活動」である。

### ●在宅援助サービスの特徴

高齢者に対する在宅援助サービスは、現在は、ボローニャ自治体および県内の他の自治体との契約にもとづいて実施している。サービスの目的を「自活能力が減退した高齢者市民に対して、施設化（isituzionalizzazione）と疎外を防止し、彼らの肉体的・精神的・社会的退化を停止ないし遅延させること」において、「高齢者をその居住環境において支え、家庭的な環境の中で生活の質を改善するための、総合的なサービスの提供」「高齢者の保健・衛生に関わるケア、住居の管理と衛生、家事援助、および生活における人間関係の促進」を追求している。

サービスに従事する専門家チームの中心は、「基礎援助従事者」（addetti all’-assistenza di base）で、「家事援助および対人サービス」「観察や関係援助」「福祉サービスの増進」の専門職として位置づけられている。在宅援助サービスの「3つの活動指針」には、①1人ひとりの高齢者と家族の条件に応じた「サービスの最大限の柔軟性と即応性」、②リハビリ、高齢者と家族の参加、地域サービスのネットワークづくり等、「予防的サービスの観点の強化」、③計画化、調整および検証を通じた援助のための「社会的資源の合理化」が掲げられている。

### ●高齢者デイセンター

「ピッツォーリ」「イル・カステレット（小さな城）」「トレ・ジラソーリ（3本のヒマワリ）」の3つのデイセンターを運営。それぞれの施設で4~6人のスタッフが、20名前後の高齢者をケアしている。「ピッツォーリ」の場合、「施設はボローニャ自治体が無料で貸与」と明記されている。

### ●養護ホーム

「自宅に住み続けられないような障害のある高齢者に対し、個人的・精神的な要求や、健康とリハビリに関わる要求に応える」ために、「イル・コロニヨーロ（ハナミズキ）」「ラ・トッレ（塔）」「カーサ・シミアニ」「ピッラ・マリア（マリアの里）」という、ボローニャ県内の4つのホームを運営している。各ホームのスタッフは、コーディネイター・責任者（1人）、看護人（2人）、リハ

ビリ療法士（地域保健センターから派遣、パート1人）、基礎医（同派遣、1人）、料理人（1人）、料理補助（2人）、援助従事者（10～15人）、清掃従事者（1～2人）の計16～24人で、高齢者24～37人をケアしている。

居住者は近隣地域の出身者に限定している。これは、親類、友人との関係が維持され、生活環境から根こそぎにされることを避け、家族や友人、ボランティアがいつでも来訪できるようにするためである。

サービス内容は、「食事、衛生、休息などの一般サービス」「身体の清潔、衣服着脱などの援助・保護サービス」「理学療法、作業療法、および様々な催しによる予防・リハビリサービス」であるが、「高齢者の参加をつねに奨励し、その尊厳と判断を大切にし、援助活動を自立の回復と維持のための契機に変えること、「すべての高齢者は、医療的な処方のいかんにかかわらず、起こされ、自分の服を着せられ、1人ひとりへのケアのために、理容・美容サービスを行ない、自尊感情を高め、社会化を促進すること」「家族やボランティア、市民が参加する日常的な催しや“祭り”」の意義が強調されている。

#### ● 教育（発達支援）部門

「心身の障害を持つ成人のためのデイセンター“カーサ・ディ・ボスキーニ”（小さな森の家）」「心身障害者のためのデイセンター“G. FAVA”」「精神障害者のためのグループアパート“S. イザヤ”」「住み込みの社会リハビリセンター“ピラ・タベリーニ”」「デイセンター“スパーツィオ・アベルト”（オープ・ン・スペース）」「成人心身障害者のための養護ホーム“カーサ・ロダーリ”」「養護コミュニティ“XXV アブリーレ”」「複合工房（作業所）“アトリエ・マジョチョンドーロ”（キングサリ）」「工房（作業所）“レ・タルベ”（モグラ）」の施設、および地域教育サービスによるものである。

デイセンターの場合、コーディネイター（1人）、教育コンサルタント（1人）、教育者（4～6人）のスタッフが、中・重度の障害をもつ人6～11人に対して、身体の清潔、衣服の着脱、食事などのケアを行なうとともに、運動、外出、工房での活動、演劇、ダンスなど、「自立や人間関係能力、社会化をめざす活動」を実施している。

養護ホーム「カーサ・ロダーリ」の場合は、「協同組合が1985年以来、市民精神病院で行ってきた脱施設化をめざす教育サービスの最終段階」として、34人のスタッフがかつての精神病院入院患者12人を含む、15人の居住者をケアしている点が注目される。また「アトリエ・マジョチョンドーロ」では、教育者2人、精神科・教育コンサルタント1人の指導の下に、15人の精神ないし心身障害をもつ若者15人が、5人以下のグループになって、利用者の言語的手段の獲得を目的とする「コミュニケーション工房」や1年間かけて舞台演劇作品をつくりあげる「演劇工房」、演劇のための仮面や操り人形、舞台、大道具などを製作する「原料加工工房」で活動している。

「地域教育サービス」には、①保育所での教育プログラムや、地域での通年および夏期野外キャンプなどの幼児向けサービス、②精神的・社会的な障害をもった年少者のためのグループ教育、③ハンディキャップ者の就労援助サービスが含まれる。

#### ●労働医学サービス

ここでは、産業医12人、看護人2人、コーディネイターが、1,400企業に対して、労働者の健康管理、労災及び職業病の研究、労働環境整備、環境浄化プロジェクト、健康についての情報と教育、予防と衛生についての労働者講習、安全担当者養成などを行なっている。

#### ●職業訓練部門

CADIAIの講師陣による、職業訓練所等の委託ないしCADIAIの自主企画によって、「麻薬患者の治療・リハビリ分野での教育者講習」(600時間)、「社会・援助施設のコーディネイター見習い」(600時間)、責任者(800時間)、経営幹部(800時間)の各講習」「環境衛生技術者」(600時間)、「都市緑化専門作業員」(900時間)、「情報機器利用入門」(900時間)などの講習が実施されている。

### III 「社会的経済」を目指すレーガの新しい挑戦 ——第34回大会を中心に——

レーガは1995年3月、「イタリアの刷新のために協同の価値を發揮しよう」(I Valori della Cooperazione per il Rinnovamento dell'Italia)をスローガンとして、第34回の大会を開催した。

大会は、「新自由主義」の立場に立つ政府が、協同組合の価値や役割を敵視し、とくに不分割積立金への非課税の原則を撤廃する攻撃をかけてきたことから、緊張した会議になった模様である。それだけに、協同組合運動の価値と原則に立ち返った討議を行って大会が準備され、「価値憲章」の確定や、「社会的経済」に向けた総合戦略の提起など、運動史上、画期的な大会となったと言えよう。

#### 1 レーガの情勢認識と課題

現在の歴史的な激動期に対するレーガの情勢認識と課題認識は、1994年10月のICA理事会における、バスキーニ・レーガ会長の次のような発言に示されている<sup>8)</sup>。

——イタリアでは、私的利益と地域の特殊利益を赞美する新自由主義の波が力を増している。これは、「連帯や公正を欠いた、福祉システムの野蛮な民営化」と、「制御なき市場」だけが、経済発展を保障する、という主張に立つものだ。この新自由主義の波を支えているのは、「あまりに官僚化し高くつく公共行政に対する嫌悪」であり、政治の腐敗である。協同組合は「制御なき市場」の環境において経済競争を強いられるとともに、連帯・公正という価値の後退の中で、その社会的役割を疑問視されている。何よりも組合員自身の意識の弱まりが懸念される。協同組合運動は、「連帯・参加・公正、広い視野に立った経済社会の計画的な発展、弱い立場に

ある人々への配慮」という人類的な課題に応えて、「新たな形で登場し、役割を發揮」しなければならない。

一言でいえば、「新自由主義」に対する全面的な対案の提示ということになる。

こうした立場から、レーガ34回大会は、①「相互扶助」の役割についての新たな概念を定義すること（とくに多数の組合員を擁する規模の大きな協同組合では、すべての市民に組合員の「地位」を開放し、「社会的有用性」を追求する、「対外的相互扶助」の立場に立った活動を明確にすること）、②経済発展と雇用のために、協同組合の振興とその役割に焦点を当てた財政改革計画を提起すること、③「協同組合の価値憲章」に従って協同組合の原則とルールを練り上げること、④共同の企業主体としての戦略を再検討すること、⑤マスメディアの活用や学校・大学教育の改革、職業訓練と管理者教育を通じて、協同組合への認知を高めること、を大会の課題とした<sup>9)</sup>。

今回はとくに、次の5つの委員会を設置して準備討議を進め、大会でそれぞれの委員会報告を行った点が注目される。5つの委員会とは、「協同組合運動の価値と原則、協同組合企業の特殊性と使命」「市場の動向——企業政策と生産の諸要因」「システム——協同組合企業の比較優位性、システムに対する代表者の自律性、代表者への付託のルールとその制御」「発展の道すじ——協同組合の成長の新たな段階」「指導グループの代表機構——代表者のための一般的基準とルール」である。ここでは、「価値と原則」「社会的経済戦略」に限定して検討を加えていきたい。

## 2 協同組合の原則と価値

### (1) なぜ「原則と価値、なのか——その問題意識——

「原則と価値」を検討した第1委員会報告は、レーガが「原則と価値」を検討する問題意識を、次のように述べている<sup>10)</sup>。

第1に、「イタリアと世界の多くの国々が、いま、政治的危機という以上に、倫理の根本的な危機に直面している」という点である。

何よりも「東欧における社会主义的国家主義の崩壊とともに、圧倒的な人々が、世界的規模での、より極端な形をとった自由主義の理念の勝利を祝おうとし」、イタリアでも経済の「脱社会化」——すなわち利潤原理の暴走に向う政治的傾向が強まっていることである。

それゆえ、「指揮権を持った資本によってではなく、そこに働く者によって管理され」「強固な倫理的基盤の上に生まれ、成長してきた」協同組合と共に組合は、過去において「労働者解放の実例」であったように、今日では、「経済民主主義の実例」として自己を刷新していくとともに、「市民のニーズの充足における公共的役割が衰退している」事態に対して、「社会的要求の質的な側面に有効に応えられる、集団的で連帯的な現代的主体としての役割を引き受ける」ことが求められている、とされるのである。

## (2) 原則と価値

同委員会報告は、こうした立場から、第2に、1993年にレーガ指導部が提案し全国討議を行ってきた「価値憲章」を確認した。

### 原則と価値

- 組合員は、あらゆる相互扶助の形態にとって組織の中核であり、協同組合活動の第1の具体的基準となるものである。
- 協同組合企業と共に組合は、協同組合人と未来の世代、および社会共同体のために、固有の経済的役割を果す。それらの企業は、参加構成員に対し、各人の貢献の度合いに応じて、保障や利益、承認を与える。
- 協同組合と共に組合の主要な資源は、そこに参加する個人によって現される。各協同組合は、労働の価値を高め、その創造性と専門性、共通の目標を達成するために協働する能力を促進し、これを尊重しなければならない。
- 協同組合と共に組合は、他の組織にも増して、諸個人を尊重する。協同組合人は、その役割や地位とかかわりなく、率直さと正義の精神を求められる。

5. 協同組合企業と共済組合は、他の組織にも増して、その行う労働の質と、透明性、正直さ、活動の正確さを追求する。
6. 協同組合は、多元主義を、つねに善いことと考える。他の経済的、政治的、社会的組織と関係を結ぶ場合、協同組合は、それらの組織の性格と意見、文化を尊重し、自らの独自性と自律性、および提案能力に従って行動する。
7. 相互扶助的な協同組合の要求と、その独自の特徴、そのルールは、連帶の原則に基づく。各経済主体の間のそれぞれの関係と取引の根本には、つねに人の関係が存在する。
8. 協同組合は、市場を、富が生産されるとともに、健康と環境が尊重され、社会的経済が発展させられる場であるととらえる。協同組合は、市場において、単に法律を尊重するだけでなく、自らの組合員と社会にとっての正義と有用性を原則として行動する。
9. 協同組合は、既存の企業の改善や、新しい企業の創設、需要の組織化、社会のニーズの充足を通じて、市場の発展のために貢献する。こうした意味から、協同組合は、協同組合の振興を主張する。
10. 協同組合は、企業を起こす権利とリスクを、自由の発現ととらえる。
11. 協同組合は、民主主義の原則に基づいて、内部の関係を律する。協同組合企業は、協同組合の集団的財産の価値を高めるような相互の関係を促進すべく、協同組合運動内部で連合し、適切な制御形態を保障することによって、自らの目的を完全に実現する。
12. 國際協同組合同盟の原則に定められた、協同組合的相互扶助は、単に各参加者の利益にとってより適切な富の生産と分配方式であるだけでなく、人の関係についての概念である。協同組合は、自らの根拠を連合的な企業の価値の中に見い出すとともに、市場の中で自らの発展を追求し、人間の物質的、精神的、ならびに市民的な条件の改善を自己の目的ととらえる。

価値憲章を筆者なりに要約するなら、①組合員本位に立って、②世代を超えて連帯し、③人間発達を重視して、④個人の尊厳を再確認するとともに、

⑤事業・労働の質を高め、⑥多元主義の立場から自律的に運動を進め、⑦人間の連帯を事業の基礎において、⑧市場をルール化し、⑨さらにそれを社会的に発展させ、⑩「企業をおこす」権利を確定しつつ、⑪協同組合相互の民主主義的連携を進めて、⑫相互扶助概念の現代的深化を図るものと言えよう。

まさに第1委員会報告がいうように、「倫理と経済は共存できない」という数年前までの「経済学者の確信」が崩れて「倫理が経済や実業界において重要な意義を持つことが再発見」される中で、「協同組合の原則と価値」は「理念のもつ力」を發揮していくに違いない。

### (3) 「原則と価値」を経営に活かす

第1委員会報告はさらに、こうした「原則と価値」が、協同組合企業の内部組織と財務構造、市場の戦略の中に具体化されることによって、資本主義企業に対する協同組合の比較優位が生み出されると強調している。

すなわち、第1に、組合員からの信頼にもとづく組織構造の形成である。労働者協同組合の場合には、組合員による労働の自発的な制御として、その有効性が發揮される。第2に、組合員に依拠した財務によって、低コストで資金を調達できるとともに、協同組合グループとしての資金や、労働者の社会保障の追加積み立てや年金基金を活用できることである。第3に、市場戦略において、多様な部門を擁する協同組合セクターにおいては、そのネットワークを活用して、生産者と消費者の連帯を組織し、社会的・経済的なニーズをより効果的に満たし得ることである。

#### ・「社会的バランスシート」

委員会報告は、これらの優位性を發揮するためにも、原則と価値を「協同組合の社会的責任を基準として編集される」「社会的バランスシート (bilancio sociale)」を通じて実現されなければならない」としている。

「社会的バランスシート」とは、34回大会決定によれば、協同組合が達成した「社会的業績を決算する」ものであり、「組合員の企業活動への参加を高める1つの手段であり、市民社会とわが国の総体的な成長に対して協同組合がど

のような貢献を果たしているのかを明らかにするもの」であって、決定は「協同組合企業の社会的質を測る手段として、全面的に発展させなければならない」と強調している。

例えば、ボローニャにあるビルメンテナンスと環境保全のサービス協同組合「マヌテン・コープ」では、次のような「マヌテン・コープの使命」をまとめて、これを社会的バランスシートの基準として、それぞれの数値を示している。

① 組合員に継続的雇用、および経済的・社会的・職業的条件の向上を保障すること。労働の自主管理を促進すること。

② 人間的自由と社会の基礎としての、労働の価値を高めること。失業と不安定就労、違法・搾取の横行にとりわけさらされている階層にとくに留意して、新たな雇用機会と社会的地位の確立を促進すること。

③ 労働者、協力者、顧客および利用者が、それぞれの要求を公正に満たされ、また、それぞれの提案が活かされるような企業環境をともにつくりあげていくこと。

④ 企業を絶えず自覚的に革新して、最高の質のサービスを、最大限効率的に供給すること。都市生活と環境の改善に貢献し、現在と将来の世代の物質的・精神的財産として発展をとらえて、事業を進めること。

⑤ マヌテン・コープもその主人公たらんとする、社会的経済を発展させること。

### 3 「社会的経済」への総合戦略の中で

#### (1) 「社会的経済」に関する議論

34回大会は、この「マヌテン・コープの使命」の最後にある「社会的経済」の総合戦略を打ち出した。この方針は、数年前からイタリアでも開始されてきた議論を踏まえて本格的に提起したものである。先行する議論の中で、とくに注目されるのは、労働・社会保障省が主催して1993年に開かれたシンポジウム「社会的経済と労働の未来——協同組合の役割」(Il Futuro del Lavoro nell'Economia Sociale——Il Ruolo dell'Impresa Cooperativa) である<sup>11)</sup>。

●「協同組合は参加のモデルに」（労働大臣）

この中でまず注目されるのは、当時の労働大臣ジーノ・ジューニの「すべての人にとっての参加のモデル」と題する発言である<sup>12)</sup>。

すなわち、ジューニは、第1に、協同組合は、労働組合、共済組合と並ぶイタリア労働運動の源泉であるとともに、今日的にも労働政策の中の最も重要な要素であるとして、労働省が協同組合省でもある意義を強調している。

第2に、労働省の課題との関連で、協同組合の重要な役割を「雇用、先導的・創造的な活動、自律的形態における社会サービスの供給」に求めて、協同組合に対して、①近年、民間企業でも労働者参加のモデルが採用されている中で、協同組合の経験を活かして参加の発展を先導し、②「社会的流動性」(mobilità sociale)と「人間発達」(promozione umane)を通じて「経済の手段における指導階級の創造」に貢献し、③社会サービスの実施主体が民間に移される中で、協同組合がこれを自らの活動領域に採り入れ、相互扶助の現代的発展をもたらすよう、期待を表明している。

○協同組合の優位性の再定義

注目されるもう1つの発言は、ボローニャ大学政治経済学部のステファーノ・ザマーニ教授による「協同組合の優位性を再定義する」である<sup>13)</sup>。

ザマーニは、まず、1920年代水準にまで近づいた失業情勢の中で協同組合が有効性を問われると同時に、共同決定から年金基金を通じた株式資本への参加に至る「参加的経済」が多様に展開する中で、協同組合の独自性を「再定義」することが必要になっているとする。

第2に、協同組合および社会的経済が、市場経済を否定するものであるとか、資本主義の景気循環の後追いをする「隙間・周辺」の経済領域であるといったイメージを払拭し、むしろそれらが現代の市場経済の重要かつ不可欠な要素であることを鮮明にして、「公企業と私的資本主義企業に対する比較優位にもとづいてその範囲を設計する」よう主張した。

こうした前提の上に、ザマーニは、第3に、新たな「協同組合の優位性」を、(1)新しい福祉モデルと、(2)経済活動の有効な調整機能、(3)公正な国際経済関

係の担い手たることに求めている。すなわち、①「福祉国家から福祉社会への移行」、「福祉の国家主義的モデルから社会的モデルへの移行」を最も効果的に担うとともに、②雇用政策や産業政策など、公共部門がこれまで担ってきたが、いまや効率的に展開できなくなっている経済調整機能を代わって協同組合が担い、③南北の経済主体の間に「強固な信頼のネットワーク」を形成することである。

これらの発言に、34回大会に至る「社会的経済」戦略の基本テーマがすでに提起されていたと言えよう。

## (2) 34回大会の「社会的経済」戦略

すでに述べたように、レーガ34回大会は、新自由主義の攻勢に対する対案として、社会的経済戦略をまとめた。

すなわち、大会決定は、「野放図な、ルールなき自由主義」が「保護主義的な経済統制」に代わるべきものでないばかりか、むしろ「社会の解体」をもたらしかねないものであることを警告して、「新しい社会契約」を提案している。その主要な課題は、「企業をおこす権利と市民の権利を高め、雇用のイニシアティブと社会的国家（福祉国家）の改革を進める」ことである。

### ●社会的経済の概念

大会では、「発展の道すじ」を検討した第4委員会報告が、以下の原則なし性格を有する経済主体が「社会的経済」の概念の中に含まれるとした<sup>14)</sup>。

- ① 組合員、生産者および利用者の利益の擁護と増進
- ② 指揮権を有する資本が存在せず、集団的利益を優先する分散所有形態
- ③ 労働者および組合員の企業活動への参加を特徴とする、企業民主主義システム
- ④ 営利のみ、ないしは投機を目的としない、市民、労働者、ないしはその組織代表によって制御される団体
- ⑤ 企業所得の大部分が、企業自身ないしは友好企業に投資され、社会的目的に用いられること

⑥ 公共資本が支配的なものも含めて、市場で活動する企業であること。

- 社会的経済同盟の拡大

他方、第1委員会報告は、「全国的、国際的規模で社会的経済の全領域に同盟を広げ」「イタリア、さらにはヨーロッパの経済・政治・制度の未来と一体となった、社会的経済企業の未来を設計すること」を提案し、協同組合の立場からその「同盟」主体を次のように整理している。

① 協同組合の「賛助組合員」

② 共済組合ないし協同組合によって制御され、社会的経済に属する株式会社（社会的経済の「第2枠」）

③ 労働組合、専門家、小企業組織（「第3枠」）

第4委員会報告も、社会的経済の発展を、①イタリアの社会的経済領域で活動する諸団体との同盟、②ヨーロッパ規模での同盟、③公共企業や民間企業との同盟、として描くとともに、「ヨーロッパ諸国で広く確立している年金基金を発展させることができ、イタリアの社会的経済全体、とくに協同組合運動に対して広大な発展の可能性をひらく」とその意義を強調している。

事実、レーガが労働組合などとともに構成している保険会社「ユニボル・グループ」が、この間「協同組合と、従属労働者および自律労働者の労働組合組織、さらにはイタリアとヨーロッパの共済組合を組織的同盟に統合するために、一貫して活動し、重要な発展の前提をつくりだしてきた」ことが紹介されている。

こうして、協同組合の発展戦略は、社会的経済全体の発展戦略と一体のものとして描かれるに至ったと言えるだろう。第4委員会報告は、これを「協同組合企業の（価値を創造するという）使命は、社会的経済に属するすべての協同組合と非営利団体との間の同盟と連携のシステムを拡大することによって、はじめて実現することができる」と表現しているのである。

### （3）公共サービスと社会的国家の改革

レーガ34回大会が社会的経済に関わって提示しているもう1つの戦略は、

社会的サービス、さらには社会的国家（福祉国家）の民主主義的改革である。

- 「社会的民間」というオルタナティブ

すなわち、大会決定は、「『公共サービス＝公共独占』という方程式」がもはや現実的でなくなっているとして、これを克服し、「州においては、行政が計画の作成や制御、指導といった課題を担う一方で、多くのサービスの直接的な管理は……民間企業や協同組合企業に委ねる、公共サービスの新しい管理システムを実現することが必要である」と主張している。この新しい公共サービスの管理システムの基準として強調されるのが、「管理の効率性を追求するとともに、連帯や社会的合意を形成する」という「公共サービスの倫理」の尊重である。

そして、この中でも協同組合が、「国家も自由市場も回答を見い出せないような差し迫ったニーズを充足することに、自らの根本的な価値と独自の目的を見出さなければならない」としている。とくに社会・保健サービスにおいては、自主保険や共済、社会的協同組合などが、企業性と連帯を結合できる主体として重要になっていることを指摘し、これらを「社会的民間」(il privato sociale)という概念でまとめている。

なお、大会決定は、政府に対して、ハンディキャップ者の就労援助のために働く、b) 型社会的協同組合の労働者の役割を認知し、これに対する保護を拡大することを求めている。

- 「中間組織」の創造と拡大による福祉国家改革

第4委員会報告も、福祉国家の危機の中で、「公共的な経済の柱」と「民間的な経済の柱」に対して、「中間的・社会的な経済の柱」を発展させ、3つのセクターの均衡のとれた共存を追求し、こうした考え方を世論の中に拡げることが重要であるとしている。

ここでいう「第3の柱」は「社会的経済」領域と同義であると思われるが、その主体として「協同組合、共済組合、非営利団体、社会的経済を表明する企業、労働組合」と、労働組合を包含していることは、その新しい役割への期待や「労働運動の総合戦略」との関連で注目されるところである。事実、労働者・

労働組合が管理する年金基金の普及と発展への期待が、委員会報告でも強く表明されている。

「中間的・社会的な柱」の意義は、「労働・社会保障・社会援助・貯蓄といった、市民の安全を保障する経済手段に、市民の側からの参加を可能にする」ことに求められる。これは、「公的保護に対する過度の支持者」と「あらゆる問題の解決者としての自由な市場の信奉者」の間のイデオロギー的分裂状況に対して、「社会連帯のネットワークとしての中間組織の創造」によるその前進的打開を図るものと言えよう。

日本における福祉改革と「非営利・協同の大連合」を構想する上でも、イタリアの実践から学ぶことは多いと思われる。

#### 注

- 1) この節の「法制的枠組み」に関する記述は、主としてクリオ・ナボリターノの『協同組合の法制』によった。 *LA SOCIETA' COOPERARIVA NELLA LEGISLAZIONE*, a cura di Clio Napolitano, Editorice Cooperativa , 1985.
- 2) "Creation of Jobs through Worker Co-operatives—the Italian Experience by Alberto Zevi", Review of International Co-operation volume 86 No.4 1993, ICA.
- 3) Alberto Zevi "Una piu' ampia partecipazione dei lavoratori anche in imprese non in crisi", Supplemento al n. 1/2 Gennaio-Febbraio 1993 de La Cooperazione Italiana (レーガ機関誌).
- 4) Roberto Genco "Commento alla riforma della legislazione cooperativa", *Annuario 1993 della COOPERAZIONE ITALIANA e della MUTUALITA'* (『協同組合法制改革へのコメント』『イタリア協同組合・共済組合年鑑 1993 年版』所収).
- 5) Sandro Bonella "Promozione cooperativa: funzione sociale per un mercato pluralista" (『協同組合の振興——多元的市場に向けた社会的機能としての』, 前掲イタリア協同組合年鑑所収).
- 6) "Commento alla riforma della legislazione cooperativa sociale" (前掲, 協同組合年鑑所収).
- 7) Vanni Rinardi "New Activities, social usefulness and social intervention : the Italian perspectives" (ペーパー).
- 8) "Giancarlo Pasquini's Intervention at the ICA Board meeting in Prague" October 28, 1994 (ペーパー).

- 9) Il documento politico .-34 Congresso Lega Nazionale Cooperative e Mutue, "La Cooperazione Italiana" 10, 11, 12-1994 (レーガ機関誌大会特集号).
- 10) "Principi e valori del movimento cooperativo, pecurialita' e missione dell'impresa cooperativa", Documento approvato 1° commisione (前掲, レーガ機関誌, 大会特集号).
- 11) シンポジウムの記録は, レーガ機関誌 La Cooperazione Italiana の 1993 年 5 月号に掲載されている.
- 12) Gino Giugni "Un modello di partecipazione per tutti"
- 13) Stefano Zamagni "Ridefinire il Vantaggio Cooperativo"
- 14) "Il "Sistema": vantaggio comparativo dell'impresa cooperativa. L'autonomia delegabile a sistema. Le regole di affidamento della delega ed il controllo" Documneto approvato 4° commisione (前掲, レーガ大会特集).